

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

富山国民年金 事案 151

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 48 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から家業を継いで両親と一緒に働いていたが、その当時、父が私のために国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。

オンライン記録では、昭和 49 年 1 月から国民年金保険料を納付したこととなっており、申立期間については未納となっているが、父は、大学卒業後の 48 年 4 月から納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、その後、申立人は、国民年金加入期間についての国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその父母及び姉は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 3 月に過年度納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間について時効は成立しておらず、申立期間の保険料を納付することは可能である上、申立期間の保険料は月額 550 円であるのに対し、49 年 1 月から同年 3 月までの保険料は月額 900 円であることを踏まえると、先に時効が成立する申立期間の保険料を納付せずに、49 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付している状況は不自然である。

加えて、申立人の姉については、20 歳の資格取得時までさかのぼって国民年金保険料が納付されており、過年度納付が可能な期間については、申立人

の父が、さかのぼって保険料を納付することとしていた状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和40年5月21日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月21日から同年10月1日まで
② 昭和49年7月1日から50年1月1日まで

昭和40年5月から同年9月までA社に、昭和49年7月から同年12月までC社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）には、申立人と生年月日と氏名の読みは同じであるが、名前の漢字が一字違いの被保険者記録（資格取得日が昭和40年5月21日、資格喪失日が同年9月1日）が確認できるところ、当該記録の厚生年金保険被保険者の記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、該当者がいない未統合記録となっていることが確認できる。

また、当該未統合記録の資格取得日（昭和40年5月21日）は、申立人が主張するA社における入社日と一致している。

これらを総合的に判断すると、調査の過程で確認された当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和40年5月21日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に喪失した旨の届出を社会保険

事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記載された記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和40年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は同年10月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人は、「A社を退職後、しばらく経ってからD社に入社した。」としているほか、B社は、申立期間当時の資料を廃棄しており、申立人が当該期間において勤務していたことを確認できないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、オンライン記録によると、C社は、昭和52年9月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、C社は、申立期間当時の関連資料が無いため申立人の勤務実態等は不明としており、申立人も同僚や経理及び社会保険事務担当者の名前を覚えていないため、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山国民年金 事案 152

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から61年3月まで
国民年金保険料の納付状況を具体的には覚えていないが、申立期間に係る保険料を金融機関等で納付していた。

昭和61年4月に国民年金第3号被保険者となった際、今後は国民年金保険料を払わずに済むようになったと思ったことを覚えている。申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続について記憶していないため、具体的な状況を説明できない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について金融機関等で納付していたとするだけで、具体的な状況が不明である上、申立期間に住居登録されていたA町（現在は、B市）が保有する申立人の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の記録を確認できないなど、申立人が申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金の第3号被保険者資格を取得（昭和61年4月1日付け）した昭和61年11月ごろに払い出されたと推察され、申立期間が任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者とはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 10 日から 40 年 6 月 1 日まで

両親から実兄が働いていたA県のB事業所で働くように言われたので、中学校を卒業した後、昭和 39 年 4 月 10 日から同事業所で勤務し始めた。同事業所のC工場2階の寮に住み込み、他の従業員と共に寝起きしていたことを覚えている。

実兄にはB事業所での厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には被保険者記録が無いことに納得できない。同事業所の同僚と一緒に写った写真を持っており、申立期間当時においても、同事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所での元同僚（2人）の証言及び厚生年金保険被保険者記録により、申立人が、同事業所に勤務していたことはいかがえるものの、当該元同僚を含む7人から聴取しても、申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況等を確認できる証言は得られない。

また、申立人がB事業所での元同僚とする者（1人）については、申立人と同様に、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において、B事業所から厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証が交付されたこと、並びに給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には、申立期間における整理番号に欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。